幸せに生きる福祉社会の実現 富山県民福祉条例を制定



平成8年9月27日に公布・施 化、少子化、核家族化等の進展に伴う様々な福祉に関 する問題に対応するため、福祉施策を総合的に推進し、 県民の福祉の増進を図ることを目的にその基本理念や 基本的な施策などを明らかにするものです。

今後の基本的方向を明確にするものです。

本県独自の立場から福祉施策について

夕 例の特徴

設の整備等のハー ての県民を対象とし、 わたる総合的条例 人材等のソフト面と生活関 障害者等に配慮

幅広く県民の意見を聴いて策定 位に関する産業の振興等、 視点が盛り込まれていること

づくり」、「まちづくり」を基本として次の 施策を総合的、計画的に進めていきます この条例に基づき、 「人づくり」、「ネッ

策の概要

幅広い福祉人材の養女、筆さこで帰民の福祉に対する意識啓発と、福祉教育の充実県民の福祉に対する意識啓発と、福祉教育の充実 い福祉人材の養成、確保及びその資質の向上

福祉の心の醸成(人づくり)

(ネットワークづくり)福祉の輪の形成

- 医療及び福祉等の施策の有機的連携と多様 ビスの提供体制の整備
- 福祉に関するボランティア活動を行いやすい環境
- 高齢者、 福祉に関する相談や情報提供の体制の整備 障害者等に対する福祉に関する情報提供

の充実

(まちづくり)自立と社会参加への環境整備

社会環境の整備

- 県民の健康の保持・増進のための支援
- 介護の支援体制や福祉施設の整備の促進
- 母子保健等の充実や子どもが健やかに生まれ育つ ための環境づくり

③すべての県民が健やかで安全かつ快適な生活を ②すべての県民が互いに支え合い共に生きる社会

の県民が個人として尊重される社会

価祉条例は、

営むことができる豊かな社会

ての県民が等しく社会的活動に参加するこ

- 障害者の就労機会の確保のための職業能
- 力開発 会の確保 高齢者、障害者の文化・スポー ツ等への参加の機
- 防犯、防災、 交通安全の確保等
- 発の推進 福祉に関する産業の振興と、福祉用具等の研究開

◇生活環境の整備

定める予定です。) お、整備基準等の詳細については、 連施設の整備基準の策定や新築等の届出など まちづく を推進するための生活関



福祉社会をめざして わせに生きる

んも、この条例の趣旨をご理解のうえ、高齢者、 に生きる福祉社会」の実現をめざしていきます 県民の連携協力の 県民の皆さ

に掲げる福祉に関す

る基本的な施策を明らかにし

ともに、福祉に関する施策の基本方針を定め、 市町村・事業者の責務と県民の役割を明示すると

これらをもとに、福祉社会の実現に向けた県

形成を目指すことを基本理念として とができる公正で活力ある社会

・ド面の両

定の意義

畠山県民福祉条例は、このような状況を踏 環境の整備を図っていくことが、 加を促進する環境や児童が健全に生 ける介護能力等の低下に対応するた 体制の整備を図り、 地域社会、行政が一体となって 少子化、核家族化等の進展に伴う また障害者等